

介護職の倫理の実践的理解と展開

一般社団法人鹿児島県介護福祉士会
会長 田中安平

[I] 介護職の倫理の実践的理解と展開

1. 介護職の倫理の実践的理解のために（演習）

- (1) あなたの考える「倫理」とは
- (2) 介護福祉において、「なぜ倫理の必要性が叫ばれるか」
 - ・してあげる感覚になりやすいからである。

2. 生命倫理と医療

- ・中絶、臓器移植など、「医学における人格の概念」という議論の中で、人格性基準を人間の生命全体に拡大することを試み、人間の生命を単なる生物学的生命と厳密な意味での人格的生命に区別し、その間に社会的意味での人格的生命の領域を立てた。こうした区別により、脳死状態は生物学的には死ではないのであるが、それは利用価値のみをもつ生命の状態として、臓器移植等々の医学的利用は許されるのである。
- ・生命倫理は非専門家が医療（生殖技術、人工臓器、脳死と臓器移植、安楽死、遺伝子検査等）について語ることから始まった。

3. 倫理的判断（倫理原則：4つの視点）

| | |
|----------|--|
| 自律尊重の原則 | 利用者や家族の意向を何よりも尊重する視点。利用者のニーズを大切に思い、利用者の意向を最優先すること。 |
| 善行の原則 | 利用者や家族にとって最良の結果が得られることを何よりも尊重する視点。職員の価値観によって判断に差異が生じる。利用者と家族間でも結論の出し方に差異が生じることがある。 |
| 悪不履行の原則 | 利用者や家族にとって予測される悪い結果をできるだけ避けること。当人の言動が第三者に悪影響を与える場合の当人の申し出に対する制限の仕方等に職員間で差異が生じやすい。 |
| 正義・公平の原則 | 利用者や家族に対して正しいことを公平に行うこと。法令の順守や利用者の人権・価値観などを大切にすること。 |

（例）認知症ではない、糖尿のある利用者からの飲酒の申し出に対するケアのあり方
「やめさせるべき」「のませるべき」という二元論ではなく、介護のプロの目から見た適

量を本人に納得してもらい、飲んでもらうということが介護の専門性に則った、倫理的判断である。判断の根拠は以下のようになる。

- ・自律尊重の原則：飲みたいという本人の気持ちに寄り添うこと。
- ・善行の原則：体に悪いことをさせないのだから、善い行いをしたというのは援助者の価値観であり、利用者の価値観を損ねた場合は、悪行と同義になる。介護のプロになるということはこのようなことが理解できており、利用者にとって適切なケアが自然にできる人をいう。
- ・悪不履行の原則：飲みたいという意思を単純に否定するのは、本人の自尊心を傷つけることになる。しかし、飲酒の結果、他人に迷惑をかける行為があったとしたら、他人に対する悪不履行のために、飲酒の許可を制限することはやむを得ないことになる。そうはいっても、この時、飲酒の量が適量だったかということが問題になるのが本筋で、禁酒という結論を早急に出すのは適切（介護のプロ的行為）ではない。
- ・正義・公平の原則：人生は自己決定が原則である。社会通念上の価値観を大切にすること。

4. 利用者主体ということ

福祉はサービス業であり、利用者が主人公である。

（例）家事より育児を優先すべきである。

5. 専門性とプロ意識

（1）草野球とプロ野球の差異

- ・投げ、打ち、走るという行為に関しては両者とも変わりはない（介護技術）。が、
- ・それぞれの能力に差異（速く投げ・速く走り・遠くへ飛ばす能力）があるのである。
- ・状況により、定位置ではなく、守備位置を変える能力に差異があること（介護過程）。
- ・野球に対する取り組み（情熱）に差異があること（ケアカウンセリング）。
- ・どうすれば速く投げ・速く走り・遠くへ飛ばすことができるか、「なぜ」を根拠立てて説明できること（介護過程）。

[II] 倫理綱領

1. 公益社団法人日本介護福祉士会倫理綱領

前文（ノーマライゼーションの実現を目指して）

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉

の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚を持って最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

(利用者本位、自立支援)

- 1 介護福祉士はすべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

(専門的サービスの提供)

- 2 介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力を持って専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

(プライバシーの保護)

- 3 介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

(総合的サービスの提供と積極的な連携、協力)

- 4 介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

(利用者ニーズの代弁)

- 5 介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であるということを認識したうえで、考え、行動します。

(地域福祉の推進)

- 6 介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に関する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

(後継者の育成)

- 7 介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

2. ヒポクラテスの誓い

医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う。私の能力と判断に従ってこの誓いと約束を守ることを。この術を私に教えた人をわが師のごとく敬い、わが財を分かって、その必要あるとき助ける。その子供を私自身の兄弟のごとくみて、彼らが学ぶことを欲すれば報酬なしにこの術を教える。そして書きものや講義その他あらゆる方法で私の持つ医術の知識をわが息子、わが師の息子、また医の規則にもとづき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分かち与え、それ以外の誰にも与えない。

- ・私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決

してとらない。

- ・頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に夫人を流産に導く道具を与えない。
- ・純粋と神聖を持ってわが生涯を貫き、わが術を行う。
- ・結石を切りだすことは神かけてしない。それを業とするものに委せる。
- ・いかなる患家を訪れるときもそれはただ患者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや堕落の行いを避ける。男と女、自由人と奴隸の違いを考慮しない。
- ・医に関すると否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。
- ・この誓いを守り続ける限り、私は、いつも医療の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

3. ナイチンゲール誓詞

われはここに集いたる人々の前に厳かに神に誓わん
わが生涯を清く過ごし
わが任務（つとめ）を忠実に尽くさんことを
われはすべて毒あるもの害あるものを絶ち
悪しき薬を用いることなく
また知りつつこれをすすめざるべし
われはわが力の限り
わが任務（つとめ）の標準（しるし）を高くせんことを努むべし
わが任務（つとめ）にあたりて
取り扱える人々の私事のすべて
わが知り得たる一家の内事（ないじ）のすべて
われは人に洩らさざるべし
われは心より医師を助け
わが手に託されたる人々の幸のために身を捧げん

参考資料

1. 「倫理」とは

倫理：人として踏み行うべき道。道徳。モラル。（明鏡国語辞典）

道徳：社会生活の秩序を成り立たせるために個人が守るべき規範。（同上）

倫理学は、人間の存在と行為、さらに言語や心理、種々の社会制度を相手にする（辞典 哲学の木）。倫理学という学問の課題は、簡単に言うと、「必要な社会のルールをみんなでつくろう」ということである。倫理学は絶対的「正解」のない学問であるといわれている。「クローン人間をつくるべからず」というルールを選択したことは、「つくるべし」というルールを否定したことになる（医療倫理学）。

人は有性生殖でしか生まれないというように、倫理学において、「絶対的正解」はないが、良いと思われる内容を選択しながら人は生きているのである。つまり、人生に「模範解答」はないが、人はそれぞれが「正解」だと思われる内容を選択しながら生きているのである。

2. 介護福祉において、「なぜ倫理の必要性が叫ばれるか」

介護福祉において、あえて「倫理の必要性が叫ばれる」理由は次の点にある。すなわち、「ニーズへの対応」「生活支援」だということである。

(1) ニーズとは

必需というほど要援助者にとっては切実な問題だということである。

例) 雪の降る夜、乳飲み子を抱えた母親の状況

(2) 生活支援

普通の生き方への支援だということである。

参考文献

香川知晶「生命倫理教育の反省—大学』『ケアの社会倫理学』

田中安平『新介護の本質』

『知恵蔵』2013

介護福祉士養成講座編集委員会編『介護の基本Ⅱ』

永井均、中島義道、小林康夫、河本英夫他編『辞典 哲学の木』

丸山マサ美編著『医療倫理学』